

第39期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年3月18日(金曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時)

場所

新大阪ブリックビル 3階 会議室
大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

インターネットまたは書面による議決権行使期限

2022年3月17日(木曜日)
午後5時15分まで

新型コロナウイルス感染拡大防止について

株主のみなさまへ

本年も極力、インターネットまたは書面による事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場は慎重にご判断くださいますようお願い申し上げます。

例年株主総会後に開催しております事業に関する説明会につきましても、中止することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

また、お飲み物のご提供についても中止いたします。

何卒、事情をご推察のうえ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

招集ご通知

第39期定時株主総会招集ご通知 2

株主総会参考書類 7

提供書面

事業報告 20

連結計算書類 36

計算書類 38

監査報告 40

【経 営 理 念】

「感謝」 「感動」 「共感」

- ・ 私達は、人と地球の健康に貢献し続けます。
- ・ 私達は、お客様から信頼され、感動を提供し続けます。
- ・ 私達は、明るく元気で、あたたかい会社づくりに挑戦し続けます。
- ・ 私達は、適正な利益の確保、健全な経営を維持し続けます。
- ・ 私達は、「ありがとう」を合言葉に、互いを認め、成長し続けます。

【会 社 方 針】

私達は、先進的なテクノロジーを活用し、

国民の健康レベル向上に貢献する、

世の中に無くてはならない企業になります。

私達は、仕事を通じて幸せになれる企業を目指します。

<解説>

私達は電子カルテやレセコンと言った医療事務ソリューションベンダーから、「医療」「介護」、すなわち、国民の健康に寄与するソリューション提供に一枚岩となってチャレンジします。

さらに私達は唯一無二の企業を目指し、我々自身も心身共に健康であり、自己実現出来る企業を目指して参ります。

株 主 各 位

大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
株式会社 EMシステムズ
(登記上の商号 株式会社イーエムシステムズ)
代表取締役社長執行役員 國 光 宏 昌

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、インターネットまたは書面により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2022年3月17日（木曜日）当社営業時間終了の時（午後5時15分）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時

2022年3月18日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2 場 所

大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
新大阪ブリックビル 3階 会議室

本年も、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。また、当社役員につきましても、感染拡大リスクの低減及び会社の事業継続という観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席やオンラインによる出席とさせていただく可能性があります。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

3 目的事項

報告事項

1. 第39期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第39期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4 議決権の行使についてのご案内

- (1) インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2022年3月17日（木曜日）午後5時15分までに行使してください。
- (2) 書面による議決権行使の場合
書面により議決権を行使される場合には、5頁の「議決権行使書のご記入方法のご案内」をご高覧のうえ、2022年3月17日（木曜日）午後5時15分までに到着するようご返送ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎「新株予約権等の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://emsystems.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。従って、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人が会計

監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

<株主様へのお願い>

- ・議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただく際は、できるだけ、インターネットにより議決権行使をしていただきたくお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。マスクを持参・着用しない株主様は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。）
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（<https://emsystems.co.jp>）より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権 を行使される場合

次頁のご案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年3月17日（木曜日）
午後5時15分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年3月17日（木曜日）
午後5時15分到着分まで



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2022年3月18日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇〇

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

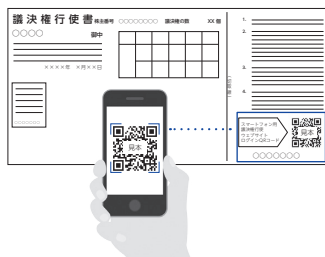
インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

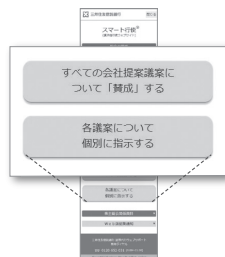
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

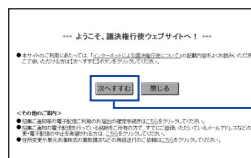
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

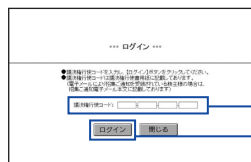
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

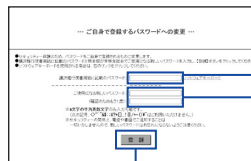
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

第39期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 7円 配当総額 498,254,281円 (注) 中間配当金として1株につき4円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は1株につき11円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年3月22日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更いたしたいと存じます。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所）

現行定款	変更案
第1条～第11条 <条文省略> 第3章 株主総会 第12条～第16条 <条文省略> <u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第1条～第11条 <現行どおり> 第3章 株主総会 第12条～第16条 <現行どおり> <削 除>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位及び担当	
1	くにみつ こうぞう 國光 浩三	取締役最高顧問	再任
2	おおいし けんじ 大石 憲司	取締役会長	再任
3	くにみつ ひろまさ 國光 宏昌	代表取締役社長執行役員	再任
4	あおた げん 青田 玄	取締役専務執行役員経営基盤改革 本部長	再任
5	せき めぐみ 関 めぐみ	取締役執行役員管理本部長	再任
6	みやた たけし 宮田 武志	社外取締役	再任 社外 独立
7	かめい みわこ 亀井美和子	—	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員



候補者番号

1

くに みつ こう ぞう
國 光 浩 三

(1945年10月5日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1980年 1 月	当社設立、代表取締役社長	2015年 2 月	(株)ブリック薬局代表取締役 (現任)
2001年 6 月	益盟軟件系統開発(南京)有限公司董事長 (現任)	2015年10月	当社代表取締役会長兼CEO
2011年 6 月	意盟軟件系統開発(上海)有限公司董事長 (現任)	2020年 4 月	チョコ(株)代表取締役 (現任)
		2020年 6 月	当社取締役最高顧問 (現任)

【重要な兼職の状況】

(株)ブリック薬局代表取締役
 益盟軟件系統開発(南京)有限公司董事長
 意盟軟件系統開発(上海)有限公司董事長
 チョキ(株)代表取締役

所有する当社の株式数

200,000株

在任年数

41年 9 か月

取締役会出席状況

15/15回

取締役候補者とした理由

國光浩三氏は、当社創業以来、長年にわたり当社グループの経営を指揮し、ビジネスモデルの確立による収益基盤の強化、継続的な事業成長のための経営革新など、グループ全体の成長を牽引して参りました。同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識から、当社の業務執行の監督を行うに適任であると考え、引き続き取締役候補者とするものであります。



候補者番号

2

お お い し けん じ
大 石 憲 司

(1958年10月30日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2006年 2 月	当社入社、執行役員営業本部長	2020年 6 月	当社取締役会長 (現任)
2006年 6 月	当社常務取締役執行役員営業本部長	2020年 7 月	チョコ(株)取締役
2012年11月	当社専務取締役執行役員営業本部長	2020年 7 月	(株)E Mテクノロジー研究所取締役 (現任)
2015年10月	当社取締役社長兼COO	2021年10月	チョコ(株)取締役会長 (現任)
2019年 6 月	当社取締役社長執行役員兼COO		

【重要な兼職の状況】

チョコ(株)取締役会長
 (株)E Mテクノロジー研究所取締役

所有する当社の株式数

476,700株

在任年数

15年 9 か月

取締役会出席状況

15/15回

取締役候補者とした理由

大石憲司氏は、当社取締役社長としての経験を活かし、2020年6月からは取締役会長として経営全般の監督、後継者育成を担い、その実績、豊富な経験及び経営に関する見識と能力を有することから、今後も同氏による当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者とするものであります。



候補者番号

3

くにひろまさ
國光宏昌

(1974年6月29日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2000年 3 月	当社入社、益盟軟件系統開發(南京)有限公司總經理	2020年 6 月	当社代表取締役社長執行役員(現任)
2002年 7 月	当社取締役執行役員システム設計部長	2020年 7 月	益盟軟件系統開發(南京)有限公司副董事長(現任)
2009年10月	当社取締役執行役員福岡支店長	2020年 7 月	意盟軟件系統開發(上海)有限公司副董事長(現任)
2014年 6 月	当社常務取締役執行役員チエーン薬局本部長	2020年 7 月	チョキ(株)取締役(現任)
2018年 7 月	当社常務取締役執行役員システム製品事業部長	2020年 7 月	(株)E Mテクノロジー研究所取締役(現任)

【重要な兼職の状況】

益盟軟件系統開發(南京)有限公司副董事長
意盟軟件系統開發(上海)有限公司副董事長
チョキ(株)取締役
(株)E Mテクノロジー研究所取締役

取締役候補者とした理由

國光宏昌氏は、当社入社以来、中国事業の立ちあげ、営業・開発部門に携わり、卓越した実績をあげており、またシステム開発部門を統括し、当社の成長を牽引して参りました。2020年6月より代表取締役社長に就任し、当社グループの経営トップとして深い洞察力と強いリーダーシップをもって、成長戦略を着実に実行しております。これらの実績から今後も氏は当社グループの持続的な企業価値向上のために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者とするものであります。

所有する当社の株式数

1,994,700株

在任年数

20年 9 か月

取締役会出席状況

15/15回

指名報酬委員会出席状況

1/1回



候補者番号

4

あおたげん
青田玄

(1962年3月26日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2008年 9 月	当社入社、執行役員管理本部長	2018年 7 月	当社常務取締役執行役員経営企画本部長
2009年 6 月	当社取締役執行役員管理本部長	2020年 6 月	当社取締役専務執行役員経営企画本部長
2009年10月	当社取締役執行役員日本支社長	2020年 7 月	当社取締役専務執行役員経営基盤改革本部長(現任)
2014年 6 月	当社常務取締役執行役員管理本部長		
2016年 4 月	当社常務取締役執行役員医科システム事業部長		

取締役候補者とした理由

青田玄氏は、経営管理、営業部門、医科システム事業部門を歴任し、豊富な経験と幅広い見識を有しております。また経営企画部門を統括し、当社の成長を牽引して参りました。同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識から、当社の業務執行を行うに適任であると考え、引き続き取締役候補者とするものであります。

所有する当社の株式数

230,400株

在任年数

12年 9 か月

取締役会出席状況

15/15回



候補者番号

5

せき

関

めぐみ

(1972年9月6日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2001年10月	当社管理本部総務部経理課主任	2015年10月	意盟軟件系統開発(上海)有限公司監事 (現任)
2004年7月	当社内部監査室主任	2017年6月	当社執行役員管理本部長
2011年4月	当社内部監査室室長	2020年6月	当社取締役執行役員管理本部長 (現任)
2011年6月	当社常勤監査役	2020年7月	㈱EMテクノロジー研究所監査役 (現任)
2015年10月	益盟軟件系統開発(南京)有限公司監事 (現任)	2021年9月	㈱ブリック薬局監査役 (現任)

【重要な兼職の状況】

(株)ブリック薬局監査役
益盟軟件系統開発(南京)有限公司監事
意盟軟件系統開発(上海)有限公司監事
(株)EMテクノロジー研究所監査役

取締役候補者とした理由

関めぐみ氏は、経営管理部門、内部監査部門を歴任し、当社監査役としての豊富な経験と経理財務部門での長年の経験で培った財務及び会計に関する高い専門性にに基づき、経営の意思決定と監督を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者とするものであります。

所有する当社の株式数

45,400株

在任年数

1年9か月

取締役会出席状況

15/15回



候補者番号

6

みや

た

たけ

志

(1964年12月18日生)

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1994年3月	総合メディカル(株)入社	2011年9月	スギホールディングス(株)入社
2001年4月	総合メディカル(株)執行役員 薬局事業部門統括	2012年3月	(株)スギ薬局取締役
2003年11月	(株)メディックオール代表取締役社長	2016年3月	(株)メディテール代表取締役 薬剤師 (現任)
2004年4月	総合メディカル(株)常務執行役員	2021年3月	当社社外取締役 (現任)
2004年6月	総合メディカル(株)取締役常務執行役員		

【重要な兼職の状況】

(株)メディテール代表取締役 薬剤師

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

宮田武志氏は、薬剤師資格保有のもと、薬局の店舗開発、運営、経営等の調剤事業に長年携わるとともに、特定保健指導事業会社の代表取締役社長を務めた経験もあり、調剤事業を含むヘルスケアビジネスに精通したその豊富な経験と専門性は、当社グループの企業価値向上に大きく寄与することを期待し、引き続き社外取締役候補者とするものであります。

所有する当社の株式数

一株

在任年数

1年

取締役会出席状況

12/12回

(2021年3月17日就任以降)

指名報酬委員会出席状況

1/1回



候補者番号

7

か め い み わ こ
亀井 美和子

(1964年10月31日生)

新任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1991年 4 月	日本大学薬学部助手	2018年 6 月	(一社)千葉県薬剤師会理事 (現任)
2002年 4 月	日本大学薬学部専任講師	2020年 4 月	帝京平成大学薬学部教授・ 学部長 (現任)
2006年 4 月	昭和大学薬学部教授	2020年 6 月	(一社)日本私立薬科大学協 会理事 (現任)
2010年10月	日本大学薬学部教授		
2016年 6 月	(公社)日本薬剤師会常務理 事 (現任)		

【重要な兼職の状況】

一株 帝京平成大学薬学部教授・学部長
(公社)日本薬剤師会常務理事
(一社)千葉県薬剤師会理事
(一社)日本私立薬科大学協会理事

所有する当社の株式数

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

亀井美和子氏は、薬剤師、臨床検査技師の資格保有のもと、長年薬学及び薬業に携わるとともに、大学教授として培った高度な専門知識と見識を有しており、実践的な視点から当社の経営への助言や監督をしていただくことを期待し、新たに社外取締役候補者とするものであります。また、同氏は、過去に会社の経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 宮田武志氏及び亀井美和子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 宮田武志氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任年数は本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、定款において、社外取締役との間で、善意にしてかつ重大なる過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定めております。当社は宮田武志氏との間で当該責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。また、亀井美和子氏の選任が承認された場合は、同氏と当社との間で当該責任限定契約を締結する予定です。
5. 宮田武志氏は当社の社外役員の独立性判断基準に適合し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
6. 亀井美和子氏は当社の社外役員の独立性判断基準に適合し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。本議案をご承認いただけることを条件として、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主代表訴訟、第三者訴訟等の結果、業務遂行上の過失等を理由とする法律上の損害賠償責任に関わる損害を被保険者が負担することとなった場合、その損害を当該保険契約により填補することとしております。その保険料は当社が全額負担します。既に当該保険契約の被保険者となっている候補者については、就任後も引き続き被保険者となり、現在被保険者ではない候補者については、取締役に就任した時点で、当該保険契約の被保険者に含められます。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位及び担当	
1	まつばら やすひろ 松原 康博	取締役（常勤監査等委員）	再任
2	まつだ しげみつ 松田 繁三	社外取締役（監査等委員）	再任 社外 独立
3	おかもと 岡本しのぶ	—	新任 社外 独立

再任 再任取締役（監査等委員）候補者 新任 新任取締役（監査等委員）候補者 社外 社外取締役（監査等委員）候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員



候補者番号

1

まつばら やすひろ
松原 康博

(1956年2月26日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2010年4月	エプソン販売(株)取締役サ ビスサポート本部長	2016年6月	コスモシステムズ(株)常務取 締役 (2021年4月当社に 吸収合併)
2013年1月	当社入社	2020年7月	当社営業本部/パートナービ ジネス推進部担当部長
2013年2月	当社執行役員サポートセー ルス統括部長	2020年12月	当社取締役 (常勤監査等 委員)
2015年4月	当社執行役員事業推進統括 部長	2021年3月	当社取締役 (常勤監査等委 員) (現任)

所有する当社の株式数

10,300株

在任年数

1年3か月

取締役会出席状況

15/15回

監査等委員会出席状況

14/14回

監査等委員である取締役候補者とした理由

松原康博氏は、当社のサポート・営業企画部門の統括責任者として、当社グループの成長を牽引し、当社グループの企業価値向上に貢献して参りました。優れた人格とともにその知識、能力及び経験を活かして、当社の経営を的確かつ公正に監督できるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者とするものであります。



候補者番号

2

まつだ しげみつ
松田 繁三

(1957年1月9日生)

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1984年4月	大阪弁護士会で弁護士登録 なにわ共同法律事務所所属	2012年6月	当社社外監査役
1994年4月	東西法律事務所開設	2014年6月	パナホーム(株) (現パナソ ニックホームズ(株)) 社外監査 役
2003年1月	松田法律事務所 (現松田・ 澤田法律事務所) 開設 所長 (現任)	2018年6月	当社社外取締役 (監査等委 員) (現任)

【重要な兼職の状況】

所有する当社の株式数

一株 松田・澤田法律事務所所長

在任年数

3年9か月

取締役会出席状況

13/15回

監査等委員会出席状況

12/14回

指名報酬委員会出席状況

1/1回

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

松田繁三氏は、長年にわたり弁護士として培った豊富な経験及び幅広い見識を有しており、これらを当社の経営に反映することにより、当社のコーポレート・ガバナンス機能がさらに強化できると期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。また、同氏は、過去に会社の経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。



候補者番号

3

おかもと

岡本 しのぶ

(1976年4月14日生)

新任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

2001年 9 月	(株)TAC入社	2013年 3 月	寺戸しのぶ公認会計士事務所開設 所長(現任)
2002年10月	朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 入所	2013年 5 月	(株)エーアイテイー社外監査役
2005年 6 月	公認会計士登録		

【重要な兼職の状況】

寺戸しのぶ公認会計士事務所所長 公認会計士

所有する当社の株式数

一株

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

岡本しのぶ氏は、公認会計士として財務や会計に関する幅広い経験及び見識を有しており、取締役会の監督機能の強化への貢献及び会計に関する専門的な視点での適切な助言・監督を行っていただけることを期待し、新たに当社の監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。また、同氏は、過去に会社の経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松田繁三氏及び岡本しのぶ氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 松田繁三氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任年数は本総会終結の時をもって3年9か月となります。
4. 当社は、定款において、社外取締役との間で、善意にしかつ重大なる過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる旨を定めております。当社は松田繁三氏との間で当該責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。また、岡本しのぶ氏の選任が承認された場合には、同氏と当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
5. 松田繁三氏は当社の社外役員の独立性判断基準に適合し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
6. 岡本しのぶ氏は当社の社外役員の独立性判断基準に適合し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。本議案をご承認いただけることを条件として、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主代表訴訟、第三者訴訟等の結果、業務遂行上の過失等を理由とする法律上の損害賠償責任に関わる損害を被保険者が負担することとなった場合、その損害を当該保険契約により填補することとしております。その保険料は当社が全額負担します。既に当該保険契約の被保険者となっている候補者については、就任後も引き続き被保険者となり、現在被保険者ではない候補者については、監査等委員である取締役就任に就任した時点で、当該保険契約の被保険者に含められます。

以 上

【ご参考】第３・４号議案が承認されたのちの経営体制（予定）

氏名	役職	社外 独立	指名 報酬 委員	監査等 委員	専門性と経験							
					経営戦略	財務・会計・ ファイナンス	法務・リスク マネジメント	サステナ ビリティ	業界の 知見	人事・ 人材開発	DX・IT・ セキュリティ	営業・ マーケティング
國光 浩三	取締役 最高顧問				●				●	●		
大石 憲司	取締役 会長				●				●			●
國光 宏昌	代表取締役 社長執行役員		○		●			●			●	●
青田 玄	取締役 専務執行役員							●		●	●	
関 めぐみ	取締役 執行役員					●	●			●		
宮田 武志	取締役	○	○						●			●
亀井美和子	取締役	○	○						●		●	
松原 康博	取締役			○		●	●					
松田 繁三	取締役	○	○	○			●					
岡本しのぶ	取締役	○	○	○		●						

※特に期待する分野を３つまで（社長においては４つまで）記載しております。

(提供書面)

事業報告

(2021年1月1日から)
(2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルスのワクチン接種が進む中、社会全体において経済活動再開の動きが見られるものの、依然として厳しい状況にあり、現時点においても先行きの予想が困難な状況が続いております。

当社グループの主要取引先である薬局業界におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で処方箋の長期化により、処方箋枚数が減少し、特に中小薬局を取り巻く環境が厳しさを増しております。医療(クリニック)業界におきましては、一部の診療科目で受診抑制による患者数の減少、介護/福祉関係の業界におきましては、通所介護や短期宿泊施設の臨時休業が増加するなど、お客様の経営環境の変化があり、当社グループにも少なからず影響を与えております。このような環境の中、当社グループは感染防止対策をしっかりと取りつつ、従来のビジネス活動に加え、Webでの活動にも注力してまいりました。

また、政府は医療などの分野におけるICT化の一環として、医療機関などの窓口でマイナンバーカードまたは健康保険証により、オンラインにて資格情報を確認できる仕組みの展開を開始しております。当社グループは、数多くのお客様よりご注文をいただいております。10月から本格運用が開始されておりますので、オンライン資格確認システムのお客様への設置を順次拡大しております。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高14,436百万円、営業利益1,870百万円、経常利益2,607百万円、親会社株主に帰属する当期純利益1,829百万円となりました。

既存システム販売件数の増加により初期売上高及び課金売上高がともに増加し、さらにオンライン資格確認システムの導入設置拡大が売上高に貢献しております。一方、MAPsシリーズリリース後の資産計上額が減少し、保守維持費用の増加に伴う製造原価が増加しております。

当社グループは大きな変革が求められる中、全てのステークホルダーに対して更なる当社経営理念のご理解と浸透を目的とし、また新たなブランド・アイデンティティの再構築を行い、企業価値を高め、成長していきたいと考え、新ブランド・ロゴ「#TX Thanks Transformation」を決定いたしました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

（調剤システム事業及びその関連事業）

調剤システム事業及びその関連事業につきましては、オンライン資格確認システムの導入設置拡大及び既存システム販売件数の増加により、初期売上高が増加しております。お客様数の増加に伴う課金売上高も増加しております。

この結果、当連結会計年度の調剤システム事業及びその関連事業は、売上高11,228百万円、営業利益1,852百万円となりました。

また、当社グループは薬局の業務負荷低減、運営支援などをトータルにサポートするため、業務支援BIツール「EM分析サポート」、「MAPs オプションBunseQI」サービスを10月に開始いたしました。

（医科システム事業及びその関連事業）

医科システム事業及びその関連事業につきましては、全国的な販売チャネルの拡充を図るべく、クリニックの市場開拓を従来の手法に加え、Webマーケティングを活用し幅広いアプローチを行っております。

オンライン資格確認システムの導入設置拡大による初期売上の増加に加え、既存システムの販売増加及び、「MAPs for CLINIC」などの導入による課金お客様数の着実な増加により、課金売上高も順調に伸びております。

この結果、当連結会計年度の医科システム事業及びその関連事業は、売上高1,957百万円、営業利益22百万円となりました。

また、当社グループはICT化が求められる医療機関の様々なニーズにお応えできるよう、日本医師会ORCA管理機構株式会社が提供する日医標準レセプトソフト「ORCA」と連動するクラウド型電子カルテ「MAPs for CLINIC with ORCA」を発売いたしました。

（介護/福祉システム事業）

介護/福祉システム事業は、大型施設への「すこやかサン」の導入に加え、ライセンス数の増加による課金売上が堅調に推移しております。

一方、介護報酬改定により、新システム開発要員を改定対応に投入したため、「MAPs for

NURSING CARE」の新規開発が一時減少し、製造原価が増加しております。

この結果、当連結会計年度の介護/福祉システム事業は、売上高560百万円、営業損失12百万円となりました。

(その他の事業)

貸会議室の運営体制の変更に伴い、貸会議室の売上高がその他の事業の売上高及び営業利益の算出対象外となりました。また、キャッシュレス事業の初期展開で販管費が増加しております。

この結果、当連結会計年度のその他の事業は、売上高720百万円、営業損失27百万円となりました。

(上記セグメント別の売上高及び営業利益(損失)は、セグメント間の内部取引消去前の金額であります。)

当社グループは、これまでは医療・介護/福祉業界における電子化の推進によるCO2削減等、環境負荷低減のための様々な取り組みを進めてまいりました。この度、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)提言への賛同を表明し、引き続き事業を通じて地球環境の維持・保全に取り組み、持続可能な社会の継続的発展に貢献してまいります。

また、当社グループは2021年2月26日付で株式会社グッドサイクルシステムと業務提携に向けて検討を開始いたしました。これまで以上に求められる薬局業務の高度化ニーズにこたえるべく、業務提携を深化させ、同社の株式を追加取得し、グッドサイクルシステムを持分法適用関連会社化することを2021年12月13日付で決議いたしました。

(注) 前連結会計年度は、決算期変更(3月31日から12月31日へ変更)に伴い、9か月の変則決算となるため、本文中の記載については、全般及び事業別の業績の前期比較を記載しておりません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 36 期 (2019年3月期)	第 37 期 (2020年3月期)	第 38 期 (2020年12月期)	第 39 期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売上高 (百万円)	13,133	14,023	9,660	14,436
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,971	1,393	1,062	1,829
1株当たり当期純利益 (円)	27.87	19.74	14.95	25.72
総 資 産 (百万円)	22,351	23,445	23,096	24,809
純 資 産 (百万円)	16,618	17,691	17,734	18,826
1株当たり純資産額 (円)	234.53	247.51	248.55	263.12

- (注) 1. 第38期につきましては、決算期の変更に伴い、2020年4月1日から2020年12月31日までの9か月間となっております。
2. 当社は、2020年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。第36期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況 (2021年12月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ブリック薬局	10百万円	100%	薬局の経営
益盟軟件系統開発(南京)有限公司	150千米ドル	100%	ソフトウェアの開発
意盟軟件系統開発(上海)有限公司	160千米ドル	100%	ソフトウェアの開発
株式会社ポップ・クリエーション	3百万円	100%	クリニック及び薬局向けシステムの販売
チ ョ キ 株 式 会 社	130百万円	70%	クリニック・薬局向けキャッシュレス決済システムの開発並びに運営 統計情報分析サービスの開発並びに運営
株式会社EMテクノロジー研究所	5百万円	100%	クリニック、薬局及び介護/福祉サービス事業者向けシステムの開発

- (注) 1. 当連結会計年度より、貸会議室の運営体制の変更に伴い、重要性が低下したため、株式会社ラソンテを連結の範囲から除外しております。
2. 当連結会計年度において、当社を存続会社とし、コスモシステムズ株式会社を消滅会社とする吸収合併を行ったため、同社を連結の範囲から除外しております。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症拡大の影響の中、医療・介護/福祉業界におけるの改革が急務となっております。

2022年4月の医療制度改定において、新型コロナウイルス感染症対策や、医療DX活用等、クリニック・薬局については、より一層地域住民に対する重要な役割が期待されております。また、薬価においては引き続き厳しい状況となり、薬局において対物業務から対人業務へのシフトが進み、患者に寄り添うサービスが求められております。

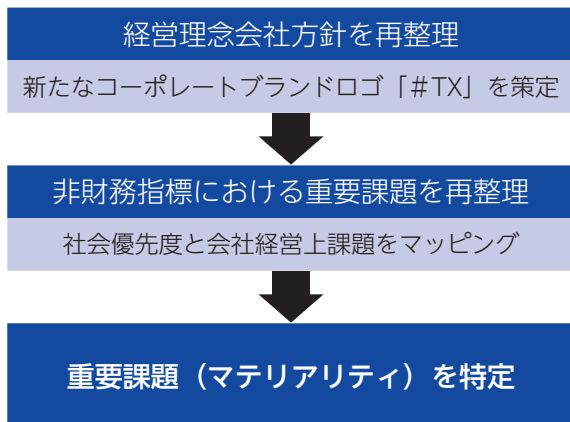
政府は、医療等分野におけるICT化の徹底的な推進を行う方針を示しており、介護/福祉を含めた他職種での情報連携に対するニーズが今まで以上に高まることが予想されます。当社グループとしましては、「共通情報システム基盤」“MAPs シリーズ”を通じて、クラウドシステムを活用した情報共有による安全性及び業務効率の向上の面から医療・介護/福祉事業者をより一層支援してまいります。

- 1) 今後のビジネス展開に向けたシェア拡大
 - ・ 完全クラウド型製品の強化と展開
 - ・ ポータルサイトや分析サービス等、新たな付加価値サービスの提供
 - ・ Webマーケティングの積極的な展開
- 2) 人財育成
 - ・ マーケティング力・営業力の強化
 - ・ 専門領域のスキル強化
 - ・ 自律人財の強化のための人的投資
 - ・ 新人事制度の導入
- 3) サステナビリティ経営の強化
 - ・ 健康経営・ウェルビーイングの実現
 - ・ 「#TX」を用いた理念経営の実践
 - ・ 地球環境に配慮したニューノーマルな働き方（働き方改革）の実践

【ご参考】

ESG活動

➤ 「今より一歩、よりよい明日へ」をサステナビリティ活動の合言葉に



コーポレートブランド・ロゴ



➤ 社会優先度と企業優先度をマッピングし、重要課題（マテリアリティ）を特定

重要課題 (マテリアリティ)	取り組み概要	具体的な取り組みの一例
1. 「ありがとう」をつなぐインフラ基盤の構築	- 安定したインフラとしてのシステム開発 - 継続したシステム提供を可能とするための人財育成 - 品質を担保する組織づくり	- MAPsシリーズの開発・普及 - 医療情報連携サービス（EHR）の展開
2. 「ありがとう」をつなぐ信頼関係の構築	- 高度なセキュリティ対応 - コーポレート・ガバナンスの強化 - ウェルビーイングの実現	- 健康経営の推進 - 従業員エンゲージメントの向上 - お客様との新たなコミュニケーション手法の確立 - スポーツ振興活動
3. 「ありがとう」をつなぐ環境への取り組み	- 環境負荷の低減に配慮した製品開発 - クリーンエネルギーの活用 - 環境負荷・気候変動に対応するリスク管理	- エネルギー使用量の算出と低減目標の策定 - TCFD提言への対応検討
4. 「ありがとう」でつなぐ価値共創	- チーム医療の実現に寄与するシステム開発 - 更なる人々の健康と幸せの実現に寄与するサービスの提供 - 政府の目指す、DX実現への寄与と推進可能な人財の育成	- 人財育成プログラム - 医療分野の先進的な学術研究への支援

(5) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

事業内容	主 要 製 品
調剤システムの関連事業及びその関連事業	薬局向けシステムの開発・販売並びに保守
医科システムの関連事業及びその関連事業	クリニック向けシステムの開発・販売並びに保守
介護／福祉システム事業	介護／福祉サービス事業者向けシステムの開発・販売並びに保守
その他の事業	薬局の経営、キャッシュレス事業、統計情報分析サービスの開発並びに運営

(6) 主要な事業所及び営業所等（2021年12月31日現在）

会社名	所 在 地
当 社	大 阪 本 社：大阪市淀川区宮原一丁目6番1号（本店所在地） 東 京 本 社：東京都港区芝大門二丁目10番12号 営 業 点：全国36ヶ所
株式会社ブリック薬局	本 薬 社：大阪市淀川区宮原一丁目6番1号 局：大阪1店舗
益盟軟件系統開発（南京）有限公司	本 社：中華人民共和国南京市
意盟軟件系統開発（上海）有限公司	本 社：中華人民共和国上海市
株式会社ポップ・クリエイション	本 社：福岡県筑紫野市二日市中央三丁目8番5号
チ ョ キ 株 式 会 社	本 社：大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
株式会社EMテクノロジー研究所	本 社：大阪市淀川区宮原一丁目6番1号

(7) **使用人の状況** (2021年12月31日現在)

① **企業集団の使用人の状況**

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
558名	1名増

(注) 使用人数は就業人員 (パート及び当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む) であります。

② **当社の使用人の状況**

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
413名	5名減	43.1歳	12.5年

(注) 使用人数は就業人員 (パート及び当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む) であります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2021年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 132,000,000株
- ② 発行済株式の総数 71,179,183株(自己株式3,335,617株を除く)
- ③ 株主数 3,648名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 コ ッ コ ウ	25,809,200株	36.25%
株 式 会 社 メ デ ィ パ ル ス ホ ー ル デ ィ ン グ ス	7,063,200	9.92
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	4,236,400	5.95
ゴ ー ル ド マ ン サ ッ ク ス イ ン タ ー ナ シ ョ ナ ル	3,147,100	4.42
ゴ ー ル ド マ ン ・ サ ッ ク ス ・ ア ン ド ・ カ ン パ ニ ー レ ギ ュ ラ ー ア カ ウ ン ト	3,127,955	4.39
國 光 宏 昌	1,994,700	2.80
エ プ ソ ン 販 売 株 式 会 社	1,959,200	2.75
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	1,670,800	2.34
C A C E I S B A N K , N E T H E R L A N D S B R A N C H A I F C L I E N T S A S S E T S	1,340,000	1.88
ス テ ー ト ス ト リ ー ト バ ン ク ア ン ド ト ラ ス ト カ ン パ ニ ー 5 0 5 0 2 5	1,293,200	1.81

(注) 持株比率は自己株式（3,335,617株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	19,800株	4名
社外取締役（監査等委員である取締役を除く）	—	—
監査等委員である取締役	900	1

(注) 株式報酬の内容につきましては、「2. (2)③ロ. 非金銭報酬等の内容」に記載のとおりであります。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2021年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	國光浩三	最高顧問 株式会社ブリック薬局代表取締役 益盟軟件系統開發(南京)有限公司董事長 意盟軟件系統開發(上海)有限公司董事長 チョキ株式会社代表取締役
取締役	大石憲司	会長 チョキ株式会社取締役会長 株式会社EMテクノロジー研究所取締役
代表取締役	國光宏昌	社長執行役員 益盟軟件系統開發(南京)有限公司副董事長 意盟軟件系統開發(上海)有限公司副董事長 チョキ株式会社取締役 株式会社EMテクノロジー研究所取締役
取締役	青田玄	専務執行役員 経営基盤改革本部長
取締役	関めぐみ	執行役員 管理本部長 株式会社ブリック薬局監査役 益盟軟件系統開發(南京)有限公司監事 意盟軟件系統開發(上海)有限公司監事 株式会社EMテクノロジー研究所監査役
取締役	宮田武志	株式会社メディテール代表取締役 薬剤師
取締役 (常勤監査等委員)	松原康博	
取締役 (監査等委員)	松田繁三	弁護士(松田・澤田法律事務所所長)
取締役 (監査等委員)	三宅侃	

- (注) 1. 取締役 宮田武志氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 宮田武志氏は、東京証券取引所の規則及び当社における社外役員の独立性に関する判断基準に定める独立役員であります。
3. 取締役（監査等委員） 松田繁三氏及び取締役（監査等委員） 三宅侃氏は、社外取締役であります。
4. 取締役（監査等委員） 松田繁三氏は、弁護士の資格を有しており、法律及び財務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員） 松田繁三氏及び取締役（監査等委員） 三宅侃氏は、東京証券取引所の規則及び当社における社外役員の独立性に関する判断基準に定める独立役員であります。

6. 当社の監査等委員会については次のとおりであります。
委員 松原康博氏、委員 松田繁三氏、委員 三宅侃氏。なお、松原康博氏は常勤の監査等委員であります。監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、また取締役からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との連携を図るため、常勤の監査等委員に選定しております。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役・監査等委員である取締役・執行役員（取締役である者を除く）、当社子会社取締役・監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、株主代表訴訟、第三者訴訟等の結果、業務遂行上の過失等を理由とする法律上の損害賠償責任に関わる損害を被保険者が負担することとなった場合、その損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

③ 取締役の報酬等

イ. 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	209百万円 (2)	191百万円 (2)	－百万円 (－)	17百万円 (－)	7名 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	15 (5)	14 (5)	－ (－)	0 (－)	3 (2)
合 計 （うち社外役員）	225 (8)	206 (8)	－ (－)	18 (－)	10 (4)

(注) 1. 上記には、2021年3月17日開催の第38期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名を含んでおります。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等として、取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給しております。割り当ての際の条件等は「二. c：非金銭報酬等に関する方針」のとおりであります。なお、当事業年度中における交付状況は、「2. (1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

ハ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年6月19日開催の第35期定時株主総会において、月額30百万円以内（うち社外取締役分月額3百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、同株主総会において、上記とは別枠で、取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）に対し、譲渡制限付株式付与のための報酬額として年額58百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、10名（うち社外取締役2名）であります。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年6月19日開催の第35期定時株主総会において、月額2百万円以内と決議いただいております。また、同株主総会において、上記とは別枠で、取締役（監査等委員）（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式付与のための報酬額として年額2百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名（うち社外取締役2名）であります。

二. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年3月17日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、二. において「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と適合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、次のとおりであります。

a：基本方針

当社の取締役の報酬は、会社業績との連動性を確保しつつ、持続的な企業価値向上を図るインセンティブとして役員の貢献意欲・士気を高める報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、職責や成果を反映した適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬については、固定報酬としての基本報酬、非金銭報酬から構成されているものとします。

また、監督を担う社外取締役の報酬については、業務執行から独立した立場であることから、基本報酬として定める固定報酬のみにより構成されるものとします。

b：基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、前年度の経営実績及び報酬実績を総合的に勘案し、取締役報酬規程に定める役位別報酬テーブルに基づき決定しております。

c：非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬は、譲渡制限付株式を用いた株式報酬であり、業績及び役割等を基準としてその額を決定し、原則毎年一定時期に付与するものとしております。

d：報酬等の割合に関する方針

職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものいたします。

ホ．取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会決議に基づき、代表取締役社長執行役員の國光宏昌氏に取締役の個人別の報酬等の具体的内容の決定を委任するものとし、同氏は、当社の業績等も踏まえ、取締役会で決議した報酬総額の範囲内において、各取締役の役位、職責等に応じてこれを決定しております。同氏に本権限を委任した理由は、当社全体の業績等を俯瞰しつつ、各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長執行役員が最も適していると判断したためであります。

なお、当社は2021年10月12日開催の取締役会において、任意の諮問機関である指名報酬委員会を設置することを決議しており、報酬等の決定に関わる手続きの透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図ることとしております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職の状況及び当該兼職先と当社との関係

- ・取締役 宮田武志氏は、株式会社メディテールの代表取締役 薬剤師を兼務しております。なお、当社と株式会社メディテールとの間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員） 松田繁三氏は、松田・澤田法律事務所の所長を兼務しております。なお、当社と松田・澤田法律事務所との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査等委員会への出席状況

		取締役会（15回開催）		監査等委員会（14回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	宮田武志	12回中12回	100%	－回	－%
取締役（監査等委員）	松田繁三	15回中13回	87%	14回中12回	86%
取締役（監査等委員）	三宅侃	15回中14回	93%	14回中13回	93%

（注）取締役 宮田武志氏につきましては2021年3月17日就任以降に開催された取締役会（12回）について記載しております。

- ・取締役会及び監査等委員会における発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役 宮田武志氏は、主に調剤事業の会社経営者としての専門的見地に基づく発言を適宜行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

取締役（監査等委員） 松田繁三氏は、弁護士として主に法律的・財務的見地に基づく発言を適宜行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

取締役（監査等委員） 三宅侃氏は、主に医療関連業界に関する専門的見地に基づく発言を適宜行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

- ・当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- ・当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

<ご参考>

当社における社外役員の独立性に関する判断基準は以下のとおりです。

当社の社外取締役が独立性を有するという場合には、当該社外取締役が以下のいずれにも該当してはならないこととしております。

- (1) 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- (2) 当社の主要な取引先又はその業務執行者
- (3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- (4) 最近1年間において、(1) から (3) までのいずれかに該当していた者
- (5) 次の1 から 3 までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の二親等内の親族
 1. (1) から (4) までに掲げる者
 2. 当社の子会社の業務執行者（監査等委員である社外取締役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む）
 3. 最近1年間において、2 又は当社の業務執行者（監査等委員である社外取締役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む）に該当していた者

(注)

1. 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結総売上高の2%の額以上の支払いを、当社から受けた者をいうこととしております。
2. 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結総売上高の2%の額以上の支払いを、当社に行った者をいうこととしております。
3. 「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近事業年度において役員報酬以外にその者の売上高又は総収入の2%又は1,000万円のいずれか高い方の額以上の金銭又は財産を当社から得ていることをいうこととしております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

桜橋監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,574	流動負債	4,167
現金及び預金	8,289	支払手形及び買掛金	852
受取手形及び売掛金	2,555	未払金	465
商品及び製品	688	リース債務	4
原材料及び貯蔵品	0	未払法人税等	663
その他	1,040	未払消費税等	125
貸倒引当金	△0	賞与引当金	403
固定資産	12,234	ポイント引当金	4
有形固定資産	1,333	その他	1,648
建物及び構築物	604	固定負債	1,815
土地	474	リース債務	1
リース資産	4	退職給付に係る負債	1,039
賃貸用資産	2	製品保証引当金	50
建設仮勘定	72	長期預り保証金	724
その他	174	負債合計	5,983
無形固定資産	2,521	(純資産の部)	
ソフトウェア	1,393	株主資本	18,708
ソフトウェア仮勘定	732	資本金	2,785
のれん	285	資本剰余金	3,347
その他	109	利益剰余金	14,116
投資その他の資産	8,380	自己株式	△1,539
投資有価証券	677	その他の包括利益累計額	19
投資不動産	6,733	為替換算調整勘定	69
敷金及び保証金	117	退職給付に係る調整累計額	△49
退職給付に係る資産	29	新株予約権	55
繰延税金資産	558	非支配株主持分	42
その他	280	純資産合計	18,826
貸倒引当金	△15	負債・純資産合計	24,809
資産合計	24,809		

連結損益計算書

(2021年 1 月 1 日から)
(2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		14,436
売上原価		7,345
売上総利益		7,090
販売費及び一般管理費		5,219
営業利益		1,870
営業外収益		
受取利息	192	
不動産賃貸収入	1,019	
雑収入	7	1,219
営業外費用		
支払利息	0	
不動産賃貸費用	465	
雑損失	16	482
経常利益		2,607
特別利益		
投資有価証券売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	8	
その他	0	8
税金等調整前当期純利益		2,599
法人税、住民税及び事業税	828	
法人税等調整額	△40	787
当期純利益		1,811
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△17
親会社株主に帰属する当期純利益		1,829

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	11,358
現金及び預金	7,299
受取手形	9
売掛金	2,441
商品及び製品	638
原材料及び貯蔵品	0
前払費用	372
その他	597
貸倒引当金	△0
固定資産	12,511
有形固定資産	1,317
建物	599
構築物	2
工具、器具及び備品	160
土地	474
リース資産	4
賃貸用資産	2
建設仮勘定	72
無形固定資産	2,473
ソフトウェア	1,408
ソフトウェア仮勘定	788
のれん	166
その他	109
投資その他の資産	8,721
投資有価証券	670
関係会社株式	233
長期貸付金	100
関係会社長期貸付金	127
長期前払費用	162
繰延税金資産	437
前払年金費用	144
投資不動産	6,733
敷金及び保証金	112
その他	14
貸倒引当金	△15
資産合計	23,870

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	3,938
買掛金	769
リース債務	4
未払金	512
未払費用	138
未払法人税等	655
未払消費税等	124
預り金	72
前受収益	1,036
賞与引当金	319
ポイント引当金	4
その他	300
固定負債	1,713
リース債務	1
退職給付引当金	915
製品保証引当金	50
長期預り保証金	746
負債合計	5,652
(純資産の部)	
株主資本	18,162
資本金	2,785
資本剰余金	3,338
資本準備金	2,756
その他資本剰余金	582
利益剰余金	13,578
利益準備金	6
その他利益剰余金	13,571
別途積立金	2,855
繰越利益剰余金	10,716
自己株式	△1,539
新株予約権	55
純資産合計	18,217
負債・純資産合計	23,870

損 益 計 算 書

(2021年 1 月 1 日から)
(2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		13,597
売上原価		6,966
売上総利益		6,630
販売費及び一般管理費		4,899
営業利益		1,730
営業外収益		
受取利息及び配当金	190	
不動産賃貸収入	1,066	
雑収入	26	1,284
営業外費用		
支払利息	0	
不動産賃貸費用	465	
雑損失	15	481
経常利益		2,534
特別利益		
抱合株式消滅差益	276	276
特別損失		
固定資産除却損	8	
その他	0	8
税引前当期純利益		2,802
法人税、住民税及び事業税	809	
法人税等調整額	△41	768
当期純利益		2,033

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月9日

株式会社イーエムシステムズ
取締役会 御中

桜橋監査法人
大阪府大阪市

指定社員 業務執行社員	公認会計士 宮崎 博
指定社員 業務執行社員	公認会計士 立石 亮太

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イーエムシステムズの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イーエムシステムズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するにあたり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年 2月 9日

株式会社イーエムシステムズ
取締役会 御中

桜 橋 監 査 法 人
大 阪 府 大 阪 市

指 定 社 員	公認会計士	宮 崎 博
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	立 石 亮 太
業 務 執 行 社 員		

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イーエムシステムズの2021年1月1日から2021年12月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた当期の監査の方針、監査計画及び職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人桜橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月9日

株式会社イーエムシステムズ 監査等委員会

常勤監査等委員 松 原 康 博 ㊞

監 査 等 委 員 松 田 繁 三 ㊞

監 査 等 委 員 三 宅 侃 ㊞

(注) 監査等委員松田繁三及び三宅侃は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 新大阪ブリックビル 3階 会議室

大阪市淀川区宮原一丁目6番1号



交通のご案内

最寄り駅

- ▶ J R 新大阪駅 北口 (新大阪阪急ビル) より…………… 徒歩約 3 分
- ▶ 地下鉄御堂筋線新大阪駅①番出口階段上がる…………… 徒歩約 2 分

※駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

TOPICS

2020年度より株主優待制度を実施しております。

条件を満たす株主様宛てに、別途ご優待品の申込書を郵送しております。

株主優待制度につきましては、当社ウェブサイトをご覧ください。

<https://emsystems.co.jp>

